

2 施策の内容

I-1 安全で安心して暮らせる社会づくり

①犯罪の起こりにくいまちづくりの推進

【現状と課題】

県内の刑法犯認知件数¹⁾は、平成15年以降6年連続で減少するなど回復傾向にある中で、空き巣やひったくり、自動車の盗難など県民の身近で発生する犯罪は依然高い水準にあります。さらに近年、インターネットの普及に伴う新たな形の犯罪も発生しており、凶悪犯罪をはじめとして多種、多様な犯罪の抑止と検挙に向けた強力な取組が求められています。

一方で、千葉県警察官一人当たりの人口負担率²⁾及び犯罪負担率³⁾は、全国でもワースト上位の状況にあります。

また、誰もが安全で安心して暮らせる犯罪の起こりにくいまちづくりを推進するためには、県民一人ひとりの意識の高揚と主体的な取組も求められています。

【取組の基本方向】

犯罪にあわない、犯罪を起こさせないまちづくりのため、県民と関係機関が一体となって、地域の結束力を強め、防犯意識の醸成を図り、地域の防犯力をアップさせることが必要です。

また、犯罪を抑止するため、警察活動の基盤を強化し、県民の安全で安心できる生活を確保していきます。特に、犯罪や交通事故の被害者になりやすい高齢者が安全と安心を体感できる対策を推進します。

併せて、犯罪被害にあった方が、早期に立ち直り、平穏な生活を営めるよう支援体制を充実させます。

【主な取組】

1 警察基盤の整備

警察力強化のため、優秀な人材確保による体制の充実を図るとともに、若手警察官を中心にあらゆる現場を想定した訓練を実施し、人的基盤の強化を図ります。

また、防犯・防災の拠点である警察庁舎と地域生活の安全を守るセンター機能を有する交番及び駐在所の計画的な建替え・整備を行い、地域防犯体制の一層の強化を図ります。

2 移動交番車の導入による防犯ネットワークの構築

移動交番車を活用して、機動力を生かした広域かつ弾力的な巡回パトロールや防犯指導、住宅団地等の形成により人口が増加している地域及び事件・事故

が多発している地域等に出向いた各種相談、届出の受理等を推進するなど、交番・駐在所等から離れた地域に対する街頭活動を強化し、警察力の不足を補います。

また、地域住民や防犯ボランティア等と協働した活動を積極的に行い、防犯ネットワークの構築を図ります。

3 地域の防犯力のアップ

地域の犯罪防止に大きな役割を担う自主防犯活動を促進するため、人材育成などの取組を支援します。

また、自主防犯団体の抱える課題を解決するため、自主防犯団体間の連携を図ります。

4 犯罪抑止総合対策の推進

タイムリーな犯罪発生情報と犯罪のおこりにくいまちづくりのための環境設計⁴⁾の有効性やその手法を広く県民に提供し、自主防犯意識を高めるとともに、自治会及び事業者などが行う自主防犯組織の結成促進と活性化に向けた支援を実施します。さらに、引き続き振り込め詐欺根絶対策を進めるとともに、犯罪などの被害や警察活動全般に関する相談のために設置されている相談サポートコーナー「＃9110」の周知を図ります。

また、県内の繁華街・歓楽街が、誰もが楽しめるよう安全で健全なまちづくりを推進します。

5 犯罪の起こりにくい環境整備

道路・公園などの生活空間での犯罪発生を防止するため、住民・市町村・県警等との現地診断を行い、犯罪の防止に配慮した整備を推進します。

また、県民・地域団体・事業者等が連携して安全で安心なまちをつくるための体制を整備します。

6 凶悪・悪質化する犯罪の徹底検挙

安全で安心できる県民生活を確保するため、科学捜査をはじめとした捜査基盤の充実・強化や優秀な捜査官の育成など、継続的かつ有効な犯罪対策を講じ、検挙により犯罪の抑止を図ります。

また、女性に対する重大な人権侵害である人身取引対策を進め、その撲滅を図ります。

7 サイバー空間の安全確保

県民に対し、情報セキュリティ対策やサイバー犯罪⁵⁾対策を啓発していくとともに、官民連携により不正アクセス、フィッシング⁶⁾等のサイバー犯罪を徹

底的に取り締まることにより、県民が安心して安全にネットワーク等を利用することができる環境を実現します。

8 犯罪被害者等の支援の充実

若年層から犯罪被害者の置かれた現状や支援についての意識を高めるため、県内大学・高校等の授業に被害者遺族の講演等を取り入れるなど、社会全体で被害者を支える意識の醸成を図ります。

また、被害者の相談に適切に対応するため、市町村や民間団体との連携を促進します。

9 DV防止・被害者支援対策

DVを防止するための県民一人ひとりへの意識啓発やDV予防教育を推進します。

また、DVの被害者一人ひとりが、どこでも、安心して安全・平穏な生活をおくることができるよう、配偶者暴力相談支援センターの機能強化に取り組むとともに、DV被害者の視点に立った生活再建に向けた支援を行います。

【注】

- (1) 刑法犯認知件数：警察において、認知した事件の数です。
- (2) 千葉県警察官一人当たりの人口負担率：住民基本台帳人口を基に、警察官の定員数で割り出した一人当たりの人口数です。
- (3) 千葉県警察官一人当たりの犯罪負担率：刑法犯認知件数を基に、警察官の定員数で割り出した一人当たりの犯罪件数です。
- (4) 犯罪の起こりにくいまちづくりのための環境設計：犯罪が行われる場所や犯罪の起こりやすい環境などのいわゆる「犯罪の機会」に着目し、犯罪にあいにくい、犯罪が起こりにくい環境を整備していくことで、犯罪に強いまちづくりを進めていく手法です。(防犯性能の高い建物部品の普及などの「被害対象の強化・回避」、犯罪企図者の侵入を防ぐ「接近性の制御」、見通しを確保する「監視性の確保」などハード的手法のほか、犯罪企図者を寄せ付けない地域社会の形成など「領域性の強化」といったソフト的手法を組み合わせ、環境設計による防犯対策を推進していきます。)
- (5) サイバー犯罪：情報技術を利用する犯罪のことです。
- (6) フィッシング：銀行等の実在する企業を装って電子メールを送り、その企業のウェブサイトに見せかけて作成した偽のウェブサイトを受信者が閲覧するよう誘導し、そこにクレジットカード番号、インターネット上で個人を識別するためのID、パスワード等を入力させて、金融情報や個人情報を不正に入手する行為をいいます。また、その情報を元に金銭をだまし取る手口がフィッシング詐欺といわれています。

I-1 安全で安心して暮らせる社会づくり

②災害に強い県づくりの推進

【現状と課題】

国では今後 30 年の間に千葉県を含む南関東地域において、マグニチュード 7 程度の大規模な地震が 70% の確率で発生すると予測しています。

平成 19 年度に県が実施した被害想定調査では、建物の倒壊や火災、津波による被害をはじめ、それらに伴う死傷者の発生など膨大な被害を想定しています。

また、今後、地球温暖化等の影響により、台風が強大化するとともに、局地的な集中豪雨の頻度が増大し、風水害や土砂災害が増加することが懸念されています。

自然災害や大規模事故から県民の生命・財産を守り、被害を最小限にとどめるため、早急に道路・河川・港湾・公園・下水道などの社会資本の整備を進めるとともに、関係機関等と連携しながら、防災訓練や啓発活動など防災に関する施策を実施する責務を有しています。

【取組の基本方向】

誰もが安心して暮らせる災害に強い県づくりを進めるために、社会資本の整備や耐震化など被害を未然に防止する取組や、避難訓練など日ごろの予防対策、発災時における迅速な救助、医療救護などの応急対策、発災後のライフライン、道路、橋梁等の早期の復旧・復興を図るための対策など、総合的な防災対策を推進します。

また、国や県、市町村、その他関係機関の役割を明確にし、県民と各機関が連携・協力していく体制づくりを進めます。

【主な取組】

1 防災連携体制の確立

地震等の発災時に、迅速かつ的確な対応を図るための体制の構築を図るとともに、被害を最小限にとどめるため、防災に関する条例の制定を通じて防災意識の高揚を図ります。

また、市町村や消防、電気やガス、通信といったライフライン事業者等の防災関係機関などと連携し、防災訓練をはじめ、帰宅困難者対策や住宅用火災警報器の普及啓発など、各種の防災対策を推進します。

2 地域防災力の向上

日ごろからの予防対策や、いざというときに助け合える地域社会の形成を促進し、災害による被害を最小限にとどめるため、防災に関する知識や技術を身

につけられる機会を提供するとともに、自主防災組織¹⁾を中心とした災害対応力の高い防災ネットワークの構築を図ります。

3 消防・救急救助体制の充実強化

地域の消防防災力の向上を図るため、消防の広域化や共同指令センター・消防救急無線の整備、消防団員の確保や消防団の活性化に市町村と連携して取り組みます。

また、救急搬送時の受入医療機関の選定困難事案に対応するため、国のガイドラインに基づいた実施基準の策定に取り組みます。

4 石油コンビナート施策の推進

石油コンビナート地区は、ひとたび事故が発生すると、極めて大規模な災害に拡大する恐れがあり、社会的にも経済的にも甚大な被害が懸念されることから、関係消防機関や石油コンビナート事業所等と連携した各種訓練を実施するほか、「千葉県石油コンビナート等防災計画」の見直しなど、石油コンビナート地区の防災体制の強化を図ります。

5 災害に強い社会資本整備

地震時の道路ネットワークを確保するため、緊急輸送道路²⁾などの橋梁の耐震補強や道路斜面の防災対策を推進します。

洪水等による被害を防止するため1時間あたり50mm程度の降雨³⁾に対応した河川整備を推進します。

高潮、波浪等による被害を防止するため、護岸、防潮堤等の海岸保全施設の整備を推進します。

豪雨等による土砂災害を防止するため、急傾斜地・砂防・地すべり箇所において、土砂災害防止施設の整備を推進します。

災害時に緊急物資などを輸送できる耐震性が強化された岸壁や、災害時に避難地等として機能する港湾緑地や都市公園の整備を推進します。

災害時においても、最低限の公衆衛生の確保と公共用水域の水質が維持されるよう、流域下水道施設の耐震化を推進します。

6 建築物・宅地の地震対策の推進

地震による建築物の被害や人的被害を最小限に止めるため、市町村と連携しながら、県民への耐震改修等の必要性に関する啓発活動や、建築士を対象とした耐震診断・改修技術の普及などの施策を推進します。

また、実際に大地震又は豪雨等による二次災害を防止するため、宅地及び建築物の危険度を判定する技術者の養成・登録や判定体制の整備を図ります。

7 県有建築物の耐震化の推進

県の所有する庁舎・学校・文化施設・医療施設等の様々な用途からなる公共建築物は、県民への行政サービスの場として、また災害時の防災上重要な建築物としての役割を担っています。

利用者の安全確保だけでなく、災害時の防災拠点施設としての機能確保の観点から、計画的かつ重点的な耐震化に取り組んでいきます。

8 農山漁村における自然災害対策の推進

大雨等の自然災害から農山漁村地域の被害を未然に防止するため、排水施設の新設・改修、防災施設の設置、森林整備等を行うことにより、自然環境と共生した災害に強い農山漁村づくりを進めます。

【注】

- (1) 自主防災組織：災害による被害を予防・軽減するため、地域住民が自主的に結成する任意の集団・組織
- (2) 緊急輸送道路：大規模な地震が起きた場合における救助、物資の供給、諸施設の復旧等広範な応急対策活動を広域的に実施するために指定する道路。
- (3) 1時間あたり50mm程度の降雨：人の受けるイメージ…バケツをひっくり返したように降る（気象庁）

I-1 安全で安心して暮らせる社会づくり

③危機管理体制の確立

【現状と課題】

本県は、成田国際空港や千葉港、全国有数の石油コンビナートを有しており、大規模災害や武力攻撃事態、テロなど県民の安全を脅かす緊急事態が発生した場合には、迅速かつ、的確な対応が不可欠です。

大規模地震などの発生に備え、あらかじめ優先して実施すべき業務を特定し、その執行体制を確立するなど、県としての社会的な責任を果たしていくための危機管理体制の確立が求められています。

また、海外から持ち込まれる感染症等の健康危機の未然防止、健康被害の拡大防止を図るため、健康危機管理体制の強化を図るとともに、現在、世界的に発生が危惧されている強毒型の新型インフルエンザ¹⁾対策の強化が必要となっています。

【取組の基本方向】

国や市町村だけでなく、警察・病院など関係機関との連携を強化するとともに、職員一人ひとりの危機管理に対する意識の向上を図ります。

また、大規模災害や新型インフルエンザ、テロといった県民の安全・安心な生活を脅かす事態について、迅速かつ適切な対策を講じます。

【主な取組】

1 緊急時における危機管理対策の推進

職員の危機対応能力の向上を目的とした研修会の実施、関係機関との連携強化を図るための国民保護訓練の開催、大規模災害時に、あらかじめ優先して実施すべき業務・職員の配備及び応援体制を定める「千葉県業務継続計画(震災編)」を策定・推進することにより、危機管理体制の充実強化を図ります。

2 健康危機管理体制の充実・強化

市町村、県警及び県医師会など健康危機関連機関相互の総合連携を強化するため、「千葉県総合健康安全対策ネットワーク²⁾」及び健康福祉センター(保健所)に設置した「地域健康危機管理推進会議³⁾」を開催し、県域および各地域における健康危機管理体制を充実強化します。

また、県民の健康を脅かす感染症等に対して、迅速かつ的確な対応を図るため、県内の医療関係者等への研修や訓練等を実施します。

3 新型インフルエンザ対策の推進

医療機関・団体、市町村等の協力を得ながら、医療提供体制の整備、抗インフルエンザウイルス薬⁴⁾の備蓄、模擬訓練の実施、正しい知識の普及・広報及

び相談窓口の整備など、新型インフルエンザ対策を推進します。

4 「テロ・ゲリラ」の防圧・検挙

「テロ、ゲリラ」は、社会的反響も大きく、県民の安全、安心な暮らしを著しく侵害するものです。こうした行為から、県民並びに空港をはじめとした関連施設を守るため、警備諸対策を効果的に推進し、「テロ、ゲリラ」を徹底的に防圧、検挙していきます。

【注】

- (1) **強毒型の新型インフルエンザ**：新型インフルエンザとは、季節性インフルエンザと抗原性が大きく異なるインフルエンザであって、一般に国民が免疫を獲得していないことから、全国かつ急速なまん延により国民の生命および健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいいます。その中でも、ウイルスの遺伝子変化などで、全身に強い症状を引き起こし、致死率が高いウイルスを持つ新型インフルエンザのことをいいます。
- (2) **千葉県総合健康安全対策ネットワーク**：健康危機事案の発生時に連携・協力が必要な関係機関とのネットワークの機能強化を推進し、発生の予防や迅速な原因物質の特定とそれに基づく適切な医療の提供などについての全県的な連携体制の強化を図るものです。
- (3) **地域健康危機管理推進会議**：地域の関係機関・団体相互の連携を強化するなど地域の健康危機管理体制の充実強化を図るため、健康危機発生時の初動を担う地域保健の第一線機関である健康福祉センター（保健所）に設置したものです。
- (4) **抗インフルエンザウイルス薬**：インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤で、「タミフル」や「リレンザ」がよく使われています。

I-1 安全で安心して暮らせる社会づくり

④交通安全県ちばの確立

【現状と課題】

平成20年の千葉県の交通事故死者数は213人と、9年連続して減少していますが、全国ワースト5位と交通死亡事故が多発している状況です。

交通事故がない千葉県を実現するためには、歩行者や運転者の視点に立った、交通事故が起こりにくい道路環境を整備するとともに、県民一人ひとりが交通事故防止を強く意識し、行動するよう、関係機関・団体などが連携して取り組むことが必要です。

また、交通事故死者数の約4割が高齢者であることや、自転車の関連する交通事故が増加していること、また飲酒運転が根絶されていないことなどを踏まえた取組を重点的に推進していくことが必要です。

【取組の基本方向】

県民一人ひとりが交通安全に対する意識を高め、交通ルールを守り、交通マナーを実践するよう、関係機関・団体などと協力し、広報・啓発活動や交通安全教育を実施します。

また、交通事故が多発している箇所において関係機関等と協働して行う現地調査等により、事故発生原因の分析を行い、道路や標識などの整備・改善に取り組みます。

【主な取組】

1 県民総参加による交通安全運動の推進

春・夏・秋・冬の四大運動などを通じ、交通安全に対する意識を高めるとともに、自転車の安全利用やシートベルトの全席着用など改正された交通法規の理解と実践を促進します。

特に、高齢者の関係する交通事故を防止するとともに、交通事故の大きな要因である飲酒運転を根絶するため、重点的な広報・啓発活動を実施します。

2 交通安全教育の充実

県民一人ひとりが、交通ルールを守り、交通マナーを実践するよう、幼児から高齢者まで、それぞれの年代に応じた実践的な交通安全教育を実施します。特に、高校生をはじめとする若者などの自転車ルールの遵守とマナーの向上などのため「スマート・サイクルちば」を推進します。

また、地域における交通安全教育指導者の育成に取り組みます。

3 交通安全環境の整備

県民からの情報・意見とともに、県・市町村などの道路管理者や県警、関係団体等が協力して実施する交通事故多発箇所の現地調査等を生かし、交差点改良、歩道整備、見やすい標識の設置など道路環境の整備・改善を進めます。

4 交通事故相談の充実

交通事故による被害者等の精神的負担や経済的負担に適切に対応するため、交通事故相談所において、被害者等の心情や状況に配慮したきめ細かい相談業務を実施します。

5 交通指導取締りの強化

無免許運転、飲酒運転、最高速度違反、放置駐車違反など悪質性、危険性及び迷惑性の高い違反を重点的に取り締まるとともに、多角的な交通事故分析に基づき時間、路線等を選定した上で、事故防止に有効な交通指導取締りを行います。

また、悪質な放置駐車違反金未納者に対しては徹底した徴収を行います。

6 効果的かつ科学的な交通事故事件捜査の推進

交通事故多発交差点での交通事故自動記録装置の活用や、事故現場では綿密な交通鑑識活動を展開するほか、専門家に対して交通事故の鑑定依頼を積極的に行うなど、事故原因の徹底究明を図り、迅速かつ適正な交通事故事件の捜査を推進します。

I-1 安全で安心して暮らせる社会づくり

⑤消費生活の安定と向上

【現状と課題】

インターネットの普及や国際化の進展など経済社会状況の変化は、商品・サービスの購入方法の多様化や、商品の質の向上、価格の低化などをもたらしています。

しかし、その一方で、生産者や売り手の顔が見えないことや、商品・サービスの内容がわかりにくいことなどにより、消費者が、「もの」の良し悪しや安全性の判断ができていく状況が生じています。

こうした中、平成20年度に、県・市町村に寄せられた消費生活の相談件数は、ここ数年減少傾向にあるものの、46,184件と依然多い状況にあり、近年では、架空請求や住宅リフォーム詐欺など高齢者や若者を標的とした消費者トラブルとともに、生命に危害が及ぶような食品・製品の事件や事故が後を絶ちません。

このため、国や市町村、消費者・消費者団体、事業者・事業者団体などと連携した取組を推進し、消費者の安全・安心を確保することが求められています。

【取組の基本方向】

誰もが、どこでも、安心して消費生活を送ることができるよう、市町村と連携して、相談体制の強化、相談窓口の周知を推進します。

また、消費者が、経済行為の主体としての認識を持ち、自立し、考え、行動できるように、消費者学習や情報提供などを推進します。

さらに、悪質事業者に対する取締りを強化するとともに、事業者が行う消費者志向の経営に向けた取組を支援します。

併せて、県内で生産又は流通する食品の安全性を確保します。

【主な取組】

1 誰もが、どこでも安心して相談できる体制づくり

県民にとって身近な市町村における消費生活の相談体制の充実・強化に向けた取組の支援と相談窓口の周知を推進するとともに、消費生活相談員を養成します。

また、市町村に対する助言や広域的な事案に係る調整、被害防止に向けた調査・研究などを担う千葉県消費者センターの中核的な機能を強化します。

2 「自立し、考え、行動する消費者」となるための学習機会の確保と情報提供

消費者学習が活発に、また効果的に行われるよう、地域における消費者学習の担い手を養成するとともに、消費生活関連情報の発信や調査研究を推進します。

また、住民自らが行う消費者被害の防止に対する取組を支援するため、市町村と連携したネットワークの構築を促進します。

3 悪質事業者の取締りの強化

悪質なヤミ金融や悪質商法については、被害の拡大を防止するため関係機関・団体と連携を強化するとともに、積極的な取締りを行います。

4 消費者の安心と信頼を高める事業経営の応援

事業者や事業者団体自らが、消費者志向の経営に向けた取組を進めるよう、苦情処理体制の整備や自主行動基準の作成を促進します。

5 食の安全・安心の確保

県民の健康を最優先し、食品の生産から消費に至る総合的な安全対策及び食品の安全性に関するリスクコミュニケーション¹⁾を推進します。

また、食品営業者等の効果的な監視指導や食品検査を実施します。

さらに、農産物の農薬適正使用や水産物の鮮度管理など、安全・安心な生産及び流通を確保するとともに、消費者が適切に食品選択できるよう、食品販売店等に対し、原産地や名称等の適正表示を指導します。

【注】

- (1) リスクコミュニケーション：食品等の安全・安心の確保に関する関係者相互間の情報及び意見の交換、食品等の安全・安心の確保に関する情報の提供や意見を述べる機会の確保などの情報及び意見の交換の促進を図るために必要な取組をいいます。